

(審査案件第59号)

答 申

第1 審査会の結論

平成16年6月29日から同年7月2日までの間に県立須坂病院において長野刑務所の服役囚が死亡しているかどうかを確認できる文書について、その存否を明らかにしないで公開請求を拒否した決定は、これを取り消すべきである。

第2 異議申立ての経過

- 1 平成17年(2005年)1月20日、異議申立人は、長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「本件条例」という。)に基づき、長野県知事に対し次のとおり公文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

「平成16年6月29日～同年7月2日の間に県立須坂病院にて当所(長野刑務所)の服役囚が死亡しているかどうかを確認できる文書の開示をお願いします。(氏名等は必要ありません。)

もし、死亡している時には死亡日時・死亡原因・御遺体を当所が引き取ったかどうかを開示してください。」

- 2 同年2月9日、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求に係る公文書の存否を答えること自体が本件条例第7条第2号により非公開とすべき個人に関する情報を公開することになるとして、同第10条の規定により公文書公開請求拒否決定(以下「本件決定」という。)を行い、異議申立人に通知した。

また、これに併せて、本件実施機関は、異議申立人に対し、仮に本件請求に対応する文書が存在するとすれば「診療録」であるとして、その書式を情報提供した。

- 3 同年3月28日、異議申立人は、本件決定に対し、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張の要旨

- 1 個人に関する情報との非公開理由について

異議申立人が公開を求めている情報は、公共機関である長野刑務所に関するものであって、個人に関するものではない。

異議申立人が注目しているのは、県立須坂病院の医師が、極めて厳しい生活環境にある長野刑務所の収容者であることを認識し、それに見合った治療等を行ったのか、という点であり、死者個人のことを知りたいわけではない。そのため、次の事

項の公開を求めているのである。

- (1) 長野刑務所の服役囚が、いつ、どこで死亡したかを知るため、須坂病院の診療録の「死亡」の記載とその日時が記載された部分
- (2) 診療録に記載された遺体引渡しの相手方（なお、長野刑務所職員や同所の受託業者でない場合、受取人の個人名は不要である。）
- (3) 服役囚の入院治療に関する須坂病院・長野刑務所間の協議書等に記載された日付及び長野刑務所の名称又は所在地

2 すでに公になっている事情について

法務省東京矯正管区から公開された行政文書によって、本件請求により特定した時期に、長野刑務所において葬儀が実施されたことは、すでに明らかになっており、公文書の存否を答えること自体が非公開とすべき情報を公開することになるという本件実施機関の状況判断には、誤りがある。

第4 実施機関の説明の要旨

1 本件条例第10条について

本件請求は、氏名により個人を特定しているわけではないが、「平成16年6月29日から7月2日の間に県立須坂病院で死亡した長野刑務所の服役囚」に関する情報という極めて限定された範囲の個人情報である。本件異議申立人が公開を求めているのは個人の病歴等に関する情報であり、また特定の個人を想定していることが容易に推測される。したがって、氏名、生年月日その他特定の個人を識別できる記述等を除いた場合でも、事実上、一定の関係者が特定個人を識別できる可能性が極めて高く、かつ公開される内容が個人の病歴等に関する情報であることから、存否を明らかにすると、本件条例第7条第2号後段の定める特定の個人を識別することはできないとしても、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報に当たる。

2 本件条例第7条第2号ただし書について

異議申立人の主張のとおり、長野刑務所において葬儀が実施されたことが明らかになっているとしても、本件請求に係る情報が「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている」ものに当たるわけではなく、例外として公開すべき個人に関する情報には当たらない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

本件条例は、その第1条に定められているとおり、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層

の推進に資することを目的に制定されたものである。本件条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とされており、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。

しかし、一方で、本件条例第3条は、個人の秘密その他の通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限の配慮をしなければならないと定めており、本件条例第7条第2号で個人に関する情報についての非公開規定が設けられているところである。個々の請求に対しては、本件条例の理念を尊重しつつ個別に判断する必要がある。

これらを踏まえ、本件決定を検討する。

2 本件対象文書

本件請求は、「平成16年6月29日から同年7月2日の間に県立須坂病院において長野刑務所の服役囚が死亡しているかどうか（以下「本件請求情報」という。）が確認できる文書」（以下「本件対象文書」という。）の公開を求めるものである。

これに対し、本件実施機関では、仮に本件対象文書に該当する公文書があれば、県立須坂病院が管理する診療録であると考えられるが、その存否を答えること自体が、本件条例第7条第2号により非公開とすべき個人に関する情報を公開することになるとして、その存否を明らかにせず、公文書公開請求拒否決定を行った。

そこで、本件対象文書の存否を答えることが、本件条例第7条第2号に規定する非公開情報を公開することとなるか、以下検討する。

3 本件対象文書に関する存否応答の非公開情報該当性

(1) 本件条例第10条について

本件条例第10条は、公開請求の内容によっては請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、本件条例第7条各号に定める非公開情報を公開することとなる場合があることから、そのような場合には、公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否できることを定めたものである。この考え方に基づき、本件対象文書が存在するか否かを答えるだけで、同条第2号に定める非公開情報を公開することになるか否かを検討する。

(2) 本件条例第7条第2号について

本件条例第7条第2号は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を原則として非公開とする旨規定している。そこで、本件請求情報が特定の個人を識別することができるものか否か又は個人が識別できないものの個人の権利利益を侵害するおそれ

があるものか否かについて判断する。

(3) 本件請求情報の特定個人の識別性

本件請求情報は、「平成16年6月29日から7月2日の間に県立須坂病院において長野刑務所の服役囚が死亡しているかどうか」というものであり、氏名、生年月日等、それ自体で特定の個人を識別することができる情報を含むものではない。そこで次に、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる」ものに該当するかを検討する。

ここで照合される可能性があるものとして考慮すべき「他の情報」とは、基本的には、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報をいい、特定人のみが知っている情報や、詮索的活動により入手し得る情報は含まないと解すべきであるが、当該対象文書に含まれる個人情報等の性質や内容等に応じて、個人の権利利益の保護を図る必要があると認められる場合には、一般人が通常の方法により入手し得る情報に限らず、個別に適切にその範囲について判断し、個人識別性すなわち非公開情報性を検討することが必要である。

本件請求情報についてみると、特定個人がどこの刑務所に服役しているかは、一般人が通常の方法により入手し得る情報とは認められず、服役囚がどこの病院で死亡したかについても同様である。

本件実施機関は、異議申立人が特定の個人を想定しているものと容易に推測されるから、氏名、生年月日その他特定の個人を識別できる記述等を除いた場合でも、事実上、一定の関係者であれば特定個人を識別できる可能性が極めて高いと主張している。確かに、本件公開請求は刑務所名、病院名を特定して「平成16年6月29日から7月2日の間」と限られた期間について行われていることから、請求対象文書は一定程度限定されたものと認められるが、この程度の限定により特定個人を識別し得るのは、刑務所や病院の関係者、家族など、公文書の公開を受けるまでもなく、本件請求情報に関する事実を知っている者に限られると考えられる（なお、県立須坂病院は、診療科目17科、病床数336床の総合病院であり、長野刑務所は、収容者数800人前後の施設である。また、本件実施機関によると、一般的な取扱いとして長野刑務所の服役囚が須坂病院で診療を受ける場合には、同刑務所と同病院との間で協定書を締結し、逃走防止等にも留意することとなっているとのことであるから、診療等に携わる病院関係者は患者が服役囚であることも知っている可能性が高いと考えられる。）。

また、本件請求に当たり、異議申立人が特定の人物を想定していたとしても、本件請求情報の内容と期間的な幅を鑑みると、該当人物が存在しないケースから複数存在するケースまでがあり得るから、客観的にみて、本件対象文書の存否が公開されただけでは、それが請求者の想定する人物に係るものと断定することは容易ではないものと考えられる。

以上のことから、本件請求情報は、「他の情報と照合して」特定の個人を識別できる情報にも当たらないものと言うべきである。

(4) 個人の権利利益の侵害の有無について

本件実施機関は、異議申立人が公開を求めているのは個人の病歴等に関する情報であり、本件対象文書の存否を明らかにすると、本件条例第7条第2号後段に定める「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある」情報に該当すると主張する。

同号後段は、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について非公開とする旨定めているが、これは、個人の権利利益を保護する観点から、①無記名の個人の著作物のように公開すれば財産権その他の個人の正当な権利利益を害するおそれがあるものや、②匿名の作文のように個人の人格と密接に関連したものについては、個人の識別性がなくとも非公開情報とするものである。

本件実施機関は、個人の病歴等を明らかにする情報については、特定個人を識別できなくても個人の権利利益を害するおそれのある情報であると主張するが、本件対象文書についてみると、その存否を答えることによって明らかになるのは、当該期間内に県立須坂病院で死亡した長野刑務所の服役囚がいるか否かということに過ぎない。また、本件のように公開請求の内容において特定の個人が識別されない限りは、特定の期間、特定の総合病院における特定の刑務所に服役中の者の死亡の有無を答えることによる具体的な権利侵害を想定することができないというべきであるから、本件実施機関の主張は採用することはできない。

したがって、本件対象文書の存否を明らかにすることで、個人の正当な権利利益を侵害し又は個人の人格と密接に関連した情報を明らかにするとは認められず、同号後段に言う非公開情報には該当しない。

以上のとおりであるから、本件対象文書の存否を答えることが、本件条例第7条第2号に該当する非公開情報を公開することになるということとはできない。

4 まとめ

上記3のとおり、本件対象文書の存否を答えること自体が本件条例第7条第2号により非公開とすべき個人に関する情報を公開することになるとはいえないから、本件実施機関は、同第10条の規定による公文書公開請求拒否決定を取り消し、本件対象文書の存否を明らかにした上で、存在する場合は、その記載内容に照らして公開、非公開を決定すべきである。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

平成17年(2005年)	5月11日	諮問
	5月26日	審議
	10月11日	実施機関の意見陳述
	11月7日	異議申立人の意見陳述
	11月14日	審議
平成18年(2006年)	1月23日	審議
	2月6日	審議
	2月24日	審議
	3月10日	審議
	3月24日	審議終結